

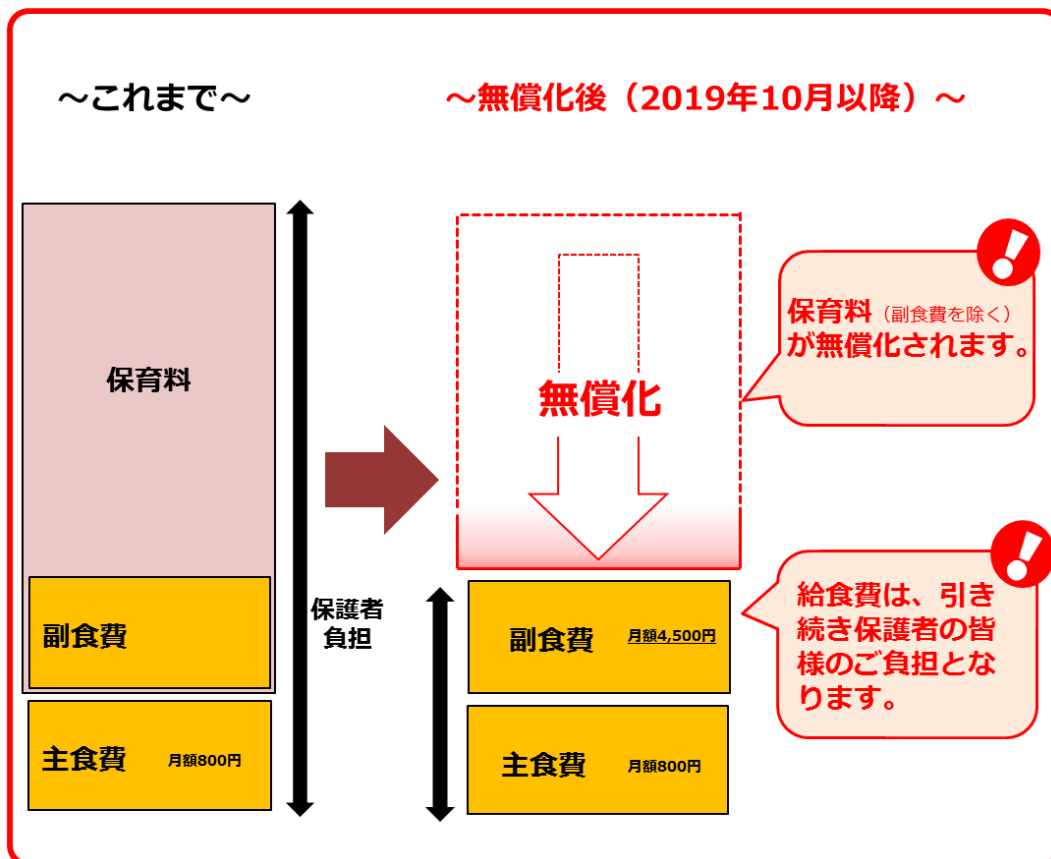
保護者各位

芦屋市こども・健康部子育て推進課
子育て施設担当

令和元年10月以降の市立保育所・認定こども園（保育所部）の副食費の決定について

令和元年9月までは保育料の一部としてご負担いただいていた副食費について、令和元年10月より2号認定こども（以下「3歳以上児」）に実施される保育料の無償化に伴い、実費徴収することとなります。つきましては、副食費については、**4,500円**と決定しましたので、通知します。なお、主食費につきましては、引き続き800円を実費徴収させていただきます。（主食費に変更はありません。）

3歳以上児の保育料及び給食費



3歳以上児にかかる給食費について

主食費 800円：米，パン，麺類

副食費 4,500円：おかず，牛乳，お茶，間食

副食費の免除対象者について

所得状況によっては、次のとおり免除となる場合があります。対象者は別途通知します。

(2号認定)

市町村民税 所得割額	年収	第1子	第2子	第3子 以降
57,700円未満※	年収360万円 未満相当	免除	免除	免除
57,700円以上	年収360万円 以上相当	保護者負担	保護者負担	免除

※ ひとり親世帯等は77,101円未満

(1号認定)

市町村民税 所得割額	年収	第1子	第2子	第3子 以降
77,101円未満	年収360万円 未満相当	免除	免除	免除
77,101円以上	年収360万円 以上相当	保護者負担	保護者負担	免除

多子世帯の第3子以降の子どもの範囲については、以下のとおりです。

(多子世帯を認定する際の子どもの範囲)

	1号認定	2号認定
年収360万円未満相当	年齢にかかわらず世帯の子	
年収360万円以上相当	3歳～小学校3年生の 子	0歳～小学校就学前の子